

(別冊)  
契約書例③

## 市有財産売買契約書

売出人東大阪市（以下「甲」という。）と買受人□□□□□（以下「乙」という。）とは、市有土地の売買に関し、次の条項により市有財産売買契約を締結する。

### (信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

### (売買物件の表示)

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所在及び地番	地目	地積（実測）	備考
東大阪市加納七丁目8番3	宅地	1,031.38㎡ (1,031.38㎡)	

### (売買代金)

第3条 売買代金は、金□□□、□□□、□□□円とする。

### (契約保証金)

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金□□、□□□、□□□円を甲に納付しなければならない。

- 前項の契約保証金は、損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。
- 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。ただし、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当することができる。

### (代金の支払)

第5条 乙は、売買代金を甲の発行する納入通知書により、本契約の締結日から30日以内に一括して甲の指定する金融機関に支払わなければならない。

### (所有権の移転及び登記の嘱託)

第6条 売買物件及び売買物件上に存在する擁壁、設備、配管、碎石及び一切の工作物等（以下、「工作物等」という。）の所有権は、乙が売買代金を完納したときに、乙に移転するものとする。

- 乙は、前項の定めにより売買物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対して土地に関する所有権移転登記を請求するものとし、甲はその請求により、遅滞なく所有権移転登記を嘱託するものとする。この場合に必要な登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

### (売買物件の引渡)

第7条 甲は、前条第1項の定めにより売買物件及び工作物等の所有権が移転したときに、乙に対し現状有姿のまま引渡しがあったものとし、乙は売買物件及び工作物等の受領書を甲に提出するものとする。

### (買戻特約)

第8条 甲は、乙が第11条各項の定め違反した場合又は所有権移転の日から5年を経過しないうちに第三者に所有権を移転しようとした場合、第6条第1項に定める所有権移転の日から5年以内に限り、乙に対し第3条に定める売買代金〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇円を支払い、売買物件を買い戻すことができる。

2 甲は、自らの買戻権を保全するため、第6条第2項に定める所有権移転登記と同時に買戻特約の登記を嘱託するものとし、乙は甲に対し、当該登記の嘱託に必要な書面を速やかに提出しなければならない。

3 第1項の定めにかかわらず、所有権移転の日から5年を経過しないうちに乙から甲に対し買戻特約の解除にかかる申出があり、甲がその理由を正当と認めるときは買戻特約を抹消することができる。

4 買戻特約抹消の登記は、甲の嘱託によるものとする。なお、その登記に要する登録免許税は乙の負担とする。

### (危険負担)

第9条 本契約締結のときから売買物件の引渡しの日までにおいて、売買物件の全部又は一部が甲又は乙の責に帰することのできない事由により滅失し、又はき損した場合は、乙は売買代金の全部又は一部の支払を拒絶することができ、本契約を解除できるものとする。

### (契約不適合責任)

第10条 甲は、売買物件を現状有姿で売り払うものであり、乙は、売買物件から過去に撤去された建築物や工作物の基礎等の地下埋設物、または土壤汚染物質が発見もしくは検出されるリスクがあることを承知するものとし、売買物件が契約に適合しない(面積の不足を含むが、これに限らない。)場合において、甲は、乙に対し一切の責任を負わないものとする。

2 前項の場合において、乙は、修補による追完、売買代金の減額又は損害賠償を請求すること並びに契約の取り消しを主張することができない。

### (用途の制限等)

第11条 乙及び乙より売買物件を譲り受けた第三者(以下「乙等」という。)は、売買物件を都市計画用途地域に定められた指定以外の用途に供することのほか、それらの用に供することとなる土地の貸付並びにその他の権利の設定をすることはできない。

2 乙等は、前項の規定以外に甲が乙に所有権を移転した日から5年間、次に掲げる施設の用途に供すること及びそれらの用に供することとなる土地の貸付並びにその他の権利の設定をすることは、できないものとする。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定められた風俗営業及び性風俗関連特殊営業の用途

二 風俗営業または性風俗関連特殊営業に供することとなる土地の貸し付けまたはその他の権利の設定

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等の活動の用に供すること

四 騒音、振動、粉塵、悪臭の発生等周辺環境を悪化させる用に供すること

3 乙は、売買物件にかかる土地売払案内書に記載された各条件を遵守及び履行しなければならない。

#### **(違約金)**

第12条 乙は、本契約に定める義務に違反したときは、違約金として売買代金の30パーセントを甲に支払わなければならない。ただし、乙の責に帰することができないものであれば甲が認めるときは、この限りではない。

2 前項の違約金は、第19条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

#### **(使用禁止)**

第13条 乙は、売買代金を完納するまでは、売買物件を使用することができない。

#### **(実地調査)**

第14条 甲は、第11条各項に定める用途制限の履行状況を確認するため、臨時に実地調査することができる。

2 乙は、正当な理由なく実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

#### **(契約の解除)**

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しない場合（違反内容が軽微である場合を含む。）において、何ら催告することなく本契約を解除することができる。

#### **(契約保証金の帰属)**

第16条 前条により本契約を解除したときは、第4条第1項に定める契約保証金は、甲に帰属する。また、乙の責に帰すべき事由により契約が無効又は履行不能となった場合においてもまた同様とする。

#### **(返還金等)**

第17条 甲は、第15条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

2 甲が、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲が、解除権を行使したときは、乙は、売買物件に支出した必要費、有益費その他の費用があっても甲には請求することができない。

#### **(原状回復の義務)**

第18条 乙は、甲が第15条の定めにより解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が、売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により、滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより、売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに売買物件の所有権の抹消登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

#### **(損害賠償)**

第19条 乙は、本契約に違反したために甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払うものとする。このとき、乙は自らの責に帰することができない事由であって

もその支払いを免れることはできない。

**(返還金の相殺)**

第20条 甲は、第17条第1項の定めるところにより、売買代金を返還する場合において、乙が、第12条に定める違約金を甲に支払う場合及び前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、その全部又は一部と返還金とを相殺するものとする。

**(契約の費用)**

第21条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

**(届出義務)**

第22条 乙は、契約後、所有権移転の登記が完了するまでの間において、次の各号の一に該当するときは、直ちに甲に届け出なければならない。

- (1) 合併等（個人にあつては、死亡）により、権利の承継があつたとき。
- (2) 乙の名称（個人にあつては、氏名）、所在地、代表者等に変更があつたとき。

**(管轄裁判所)**

第23条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟の提起等裁判上の手続きをするときは、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

**(疑義の決定)**

第24条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売出人 (甲) 東大阪市荒本北一丁目1番1号  
東大阪市  
代表者 東大阪市長 □ □ □ □ 印

買受人 (乙) 住所 □□□□□□□□  
氏名 □ □ □ □ 印